

本学元教員による公的研究費等の不正使用について

1. 経緯・概要

(1) 発覚時期及び契機

2020年10月、経済学部の教員が自己都合退職した（以下、元教員という）。この退職を受け、同年11月に、事務局からアルバイト学生のうちの1人に、雇用契約の終了について電話連絡した。その際、いままで給与が支払われるたびに、その一部を元教員の指定する銀行口座に返金していたが、同年10月に支払われた給与の一部を返金しなくて良いのか、という形で申し出があった。その後、他2名の学生からも、聞き取りを行い、同様に給与の一部を返金していたとの申し出を受けた。

(2) 調査に至った経緯等

「神奈川大学における研究に係る不正行為等の防止及び対応に関する規程」に基づき、予備調査委員会を設置した。同委員会においてアルバイト学生からの聞き取り内容や提供データの精査から不正使用の疑いがあると判断し、本調査委員会の設置を決定した。

2. 調査

(1) 調査体制

元教員と直接の利害関係を有しない学内委員2名、学外委員2名（弁護士）で構成する不正行為等調査委員会を設置して調査を実施した。

(2) 調査内容

・調査期間

2021年1月21日～同年9月30日

・調査対象

調査対象者：経済学部 元教員

調査対象経費：①2020年度・科学研究費助成事業・基盤研究C

②2020年度・研究奨学寄附金（A社）

・調査方法

アルバイト学生からの聞き取り内容や提供データを取りまとめた書面による調査

調査対象者（元教員）からの聞き取り調査

3. 調査結果

(1) 不正の種別

科学研究費助成事業：カラ雇用

研究奨学寄附金：カラ雇用、目的外使用

(2) 不正等に関与した研究者

経済学部 元教員

(3) 不正の具体的な内容

①動機・背景

他大学学部生3名について、それぞれ科研費業務と奨学寄附金業務の2種類・計6本の雇用契約を本学と学生との間で交わしていた。当時は、コロナ禍のため、キャンパスへの入構を禁止・制限していたことから、例外的な措置として在宅勤務を認めており、当該学生も在宅勤務をしていた。勤務の実態としては、一部、雇用契約で定めた業務に従事していたが、多くは、元教員の指示により、雇用契約で定めていない別の業務を行っていた（目的外使用）。

また、給与については、元教員が実際の労働時間以上の時間を申請（勤務システム上での登録）し、勤務実態がないにもかかわらず支払われていた（カラ雇用）。

これらの給与の支払いに対し、元教員は、学生に対し、間違っても多く支払った分を大学に返還すると説明し、自身の個人的な銀行口座に返金させていた。

②手法

アルバイト学生による出退勤時の電子的打刻がないことから、それに代わって、元教員が勤務システム上、実際の労働時間以上の時間を申請して、一旦、大学から学生に給与を支払わせた。その後、元教員が学生と直接連絡を取り、実際の勤務時間を確認し、多く支払われた分については、大学に返還すると説明し、自身の銀行口座に振り込むよう指示した。研究費別の詳細は次のとおりである。

（科学研究費助成事業）

雇用契約で定めた業務の実績はなく、勤務実態がないにも関わらず給与が支払われた（カラ雇用：66,810円）。

（研究奨学寄附金）

元教員は、研究奨学寄附金は、公的資金より幅広く使用できるものと思い、雇用契約で定めない業務に対する支払いにも充てた（目的外使用：143,939円）。また、業務実績以上の時間を申請して、勤務実態がない分の給与が支払われた（カラ雇用：174,561円）。

③不正に支出された研究費等の種類、額及び関与した研究者数

資金の種類別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	68,810円	2020年度	1名
研究奨学寄附金	318,500円	2020年度	1名
計	385,310円		1名(実人数※)

※公的研究費にかかる不正に関与した実人数

④私的流用の有無

元教員は、アルバイト学生に対し、間違っても多く支払ってしまった分を大学に返金するという説明を行い、私的な個人口座に返金させていた。これは、研究倫理規範から大きく逸脱していると言わざるを得ず、私的流用が疑われてもやむを得ないものである。

一方で、元教員は、私的流用の意図はなく、間違っても多く支払った分を大学に返金するつもりであったと弁明しており、不正の疑いが発覚した時点から返金の意思を示している。

また、本件は、学生に最初に返金させた後、2か月ほどで発覚に至っている。学生からの最初の返金後、すぐに大学へ返還の申し出をしなかったことについては、元教員に落ち度や私的流

用を疑う余地があるが、不正発覚時期が、一般的な年間の給与支払期限である 2020 年 12 月末（年間給与額の確定）や、2021 年 3 月までの会計年度を超えていないことも考慮すると、これを以て、私的流用の意思および実存を結論づける客観的証拠とすることは難しいと判断した。

そのほか、調査で得られた各種データ等を総合的に勘案した結果、私的流用の有無については、その疑いはあるものの、元教員に私的流用をする意思があったこと、学生からの返金と本人の支出との間の因果関係が特定できるような具体的な情報・状況があったことを、十分な客観的・物的証拠に基づいて断定することは困難であった。よって、本件については、私的流用があったと断定するには至らなかった。

(3) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

(結論)

- ・科学研究費助成事業については、不正使用（カラ雇用）であったと認定した。
- ・研究奨学寄附金については、不正使用（カラ雇用および目的外使用）であったと認定した。

(判断理由)

- ・研究奨学寄附金については、一部勤務実績はあったものの、実績以上の過剰な給与を支払っていた。
- ・研究奨学寄附金からは、雇用契約業務以外の業務に対して、給与を支払っていた（目的外の支出）。
- ・科研費の支出分は、全額、勤務実績がないにもかかわらず支払われたものであった。
- ・過剰に支払っていた給与の一部を、元教員自身の指定する銀行口座に振り込ませ返金させていた。返金させていた分は、実労働に対する支払いにおいて過剰に支払っていた分に相当するものであることから、研究奨学寄附金に該当するものとして整理した。

4. 不正の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

①元教員の適正執行に対する意識が非常に低かったこと

元教員は本学に着任して間もないところではあるが、本学が実施するコンプライアンス教育・研究倫理教育を受講し、誓約書も提出していたが、結果的に意識の向上にはつながっていなかった。

②在宅勤務により、日々の出退勤の確認ができていなかったこと

コロナ禍前においては、学生アルバイトには、他大学生に ID を発行することも含め、本学キャンパス内で業務に従事させ、電子的打刻による日々の事務局の勤務確認、勤務予定日の抜き打ちによる研究室訪問により勤務の実態を把握していたが、コロナ禍において、教員・学生のキャンパスへの入構禁止・制限措置をとったことにより、例外的にキャンパス外を勤務地（在宅勤務含む）として認めた。そのため、電子的打刻等の仕組みでの事務局による日々の勤務確認ができていなかった。

③アルバイト従事者に対する研究費不正に関する説明・啓発が十分ではなかったこと

学生向けには、捏造・改ざん・盗用といった特定不正行為については大学院生を中心に指導をしているが、研究費の不正に直面した場合に取るべき行動については十分に啓発できていない面があった。

(2) 再発防止策

①研究倫理教育・コンプライアンス教育の徹底

教員に対しては、改めて不正防止への意識を高めていくよう、本件を題材に周知・徹底していく。また、令和3年2月に改正されたガイドライン（実施基準）に基づき、コンプライアンス教育・啓発活動を実施していく。

②アルバイト従事者は、原則キャンパス内で業務に従事することとする

（従来通りの取り扱いとする：日々の勤務確認の徹底）

従来より、アルバイト従事者はキャンパス内で業務に従事することを原則とし、事務局において日々の勤務確認などを行い実態を把握しているが、本件では、コロナ禍により教員・学生等の入構禁止・制限措置をとったことから、例外的にキャンパス外を勤務地とすることを認めた。そのため、事務局による日々の勤務確認ができていなかった。今後は、原則に立ち返り、キャンパス外を勤務地とするアルバイトは認めないこととする。大学での授業は、様々な工夫により対面で実施できる環境も整っており、加えて、ワクチン接種も広がっていることから、当時のように、キャンパスを全面的に閉鎖するような事態は起こりにくいと思われる。

③アルバイト従事者（特に学生）に対する説明・啓発を実施する

アルバイト従事者（特に学生）に対しては、雇用契約締結時（契約書交付時）において、1) 勤務実態の確認のため、抜き打ちで勤務場所を事務局担当者が訪問することがあること、2) 研究費不正とは何か、不正と感じたら迷わず教員（指揮命令者）ではなく事務局に相談することなど、を説明した文書を交付することとする。加えて、学生全般に対しては、各種ガイダンス時に研究費不正を説明した資料を配布するなどし、学生自身が不正に加担することのリスクを理解するよう、教育・啓発に努める。また、このような措置をとっていることについて、教員にも周知する。

5. その他（元教員への対処）

本件では、元教員は、すでに退職していることから、学内諸規程によって処分することは困難であった。また、本学としては、元教員に対し、学生に返金させた金額等について返還を求めた。

以上